

伯耆町除雪機械運転手育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伯耆町除雪機械運転手育成支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、伯耆町補助金等交付規則(平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、鳥取県と伯耆町が連携し、伯耆町内の道路、農道、その他の公共の交通又は運送の用に供される施設(以下「道路等」という。)での除雪における除雪機械の運転手となる担い手を育成し、冬期も安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)は、「普通車」又は「普通車AT限定」の運転免許を既に所持している者が次に掲げる資格の全部又は一部を新たに取得するために必要な経費とし、その額は、取得に係る教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料を合算した額とする。ただし、上記における補習や再試験等に要する費用は除く。

(1) 大型免許

(2) 大型特殊免許

(3) 車両系建設機械運転技能講習

3 補助金の額は、補助事業に係る資格取得者1人につき400,000円を限度とし、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と該当金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、原則として県内の自動車教習所等において補助事業を実施するよう努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第6条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 町長は、前条第3項の規定による申請を受けた時は、第3条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（補助事業の着手）

第7条 規則第14条の規定による着手届は、これを要しない。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第19条の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

（1） 補助事業の完了又は中止若しくは廃止した場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

（2） 当該補助事業の交付決定を受けた年度が終了した場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第19条の報告書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においてその額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは当該交付決

定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに町長に報告し町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を返還しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業による資格取得者が、次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格取得に係る部分の補助金を返還しなければならない。

(1) 本補助金により資格を取得した者が、資格取得後3年を経過する日までに町外に転居した場合

(2) 補助金により町内の事業所において使用する者に資格を取得させた補助事業者が次のいずれかに該当することとなった場合

ア 補助金により資格を取得させた者を、資格取得後3年を経過する日までに町内の事業所において使用しないこととなった場合

イ 補助金により資格を取得させた者が、資格取得後3年を経過する日までに町内の事業所において除雪業務を行わないこととした場合

(報告の徴取)

第11条 町長は、事業の実施について確認する必要があると認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率
除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る事業	(1) 町内に住所を有する者であって、町内において除雪業務に従事するため、自ら除雪機械の運転に必要な資格を取得する者 (2) 町内に事業所を置く事業主であって、町内において除雪業務に従事するため、町内の事業所において使用する者に除雪機械の運転に必要な資格を取得させる者	公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受検料並びに労働安全衛生法に基づく車両系建設機械運転技能講習料	(1) 資格取得者が交付申請日において 60 歳未満の場合は、3 分の 2 (2) 資格取得者が交付申請日において 60 歳以上 65 歳未満の場合は、3 分の 1